

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条第三項各号の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（1）任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>（2）その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</p> <p>（3）勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</p> <p>ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(育児休業法第一条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の二 育児休業法第一条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日</p> <p>二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>

達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第十五条第三号の規定による特別休暇その他人事委員会規則で定める特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三

一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ

当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第二条の三 (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)  
第三条 (略)

一―五 (略)

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当するこ  
と。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とす  
る育児休業をしている非常勤職員が、当該育児  
休業に係る子について、当該任期が更新され、  
又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採  
用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又  
は当該引き続き採用される日を育児休業の期  
間の初日とする育児休業をしようとするこ  
と。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給料月  
額の調整)

第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合  
において、他の職員との権衡上必要があると認め  
るときは、その者に係る育児休業の期間を百分の  
百以下の換算率により換算して得た期間を引き  
続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、  
その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日  
(職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条  
例第三十五号)第五条第五項の人事委員会規則で  
定める日をいう。)又はそのいづれかの日におい  
て、その者の給料月額を調整することができる。

(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤  
務の形態)

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で  
定める勤務の形態は、勤務時間条例第三条第三項  
の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤  
務の形態(育児休業法第十条第一項第一号から第  
四号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日及び  
引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、か  
つ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が人事委  
員会規則で定める時間を超えないものに限る。)  
とする。

一・二 (略)

(部分休業をすることができない職員)  
第十九条 育児休業法第十九条第一項の条例で定め  
る職員は、次に掲げる職員とする。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務  
をしている職員

二 次のいづれにも該当する非常勤職員以外の非  
常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第  
二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定す  
る短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用  
短時間勤務職員等」という。)を除く。)  
イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以  
上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間  
を考慮して人事委員会規則で定める非常勤  
職員

第二条の二 (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)  
第三条 (略)

一―五 (略)

(育児休業をした職員の職務復帰後における給料月  
額の調整)

第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合  
において、他の職員との権衡上必要があると認め  
るときは、その者に係る育児休業の期間を百分の  
百以下の換算率により換算して得た期間を引き  
続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、  
その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給日  
(職員の給与に関する条例第五条第五項の人事  
委員会規則で定める日をいう。)又はそのいづれ  
かの日において、その者の給料月額を調整するこ  
とができる。

(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤  
務の形態)

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で  
定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日、休  
暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。  
以下「勤務時間条例」という。)第三条第三項の  
規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤務  
の形態(育児休業法第十条第一項第一号から第  
四号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日及び  
引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、か  
つ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が人事委  
員会規則で定める時間を超えないものに限る。)  
とする。

一・二 (略)

(部分休業をすることができない職員)  
第十九条 育児休業法第十九条第一項の条例で定め  
る職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第十七  
条の規定による短時間勤務をしている職員とす  
る。

(部分休業の承認)  
第二十条 部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第六条に規定する正規の勤務時間

(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、十五分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第十五条第四号の規定による特別休暇(以下「育児時間」という。)を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3| 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

附則

1 (略)

(育児休業に係る給与に関する条例の廃止)

2 育児休業に係る給与に関する条例(昭和五十一年大阪府条例第十六号)は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る給与に関する取扱については、なお従前の例によるものとし、当該期間に係る退職手当に関する取扱については、第九条第二項の規定の例によるものとする。

3 (略)

(部分休業の承認)  
第二十条 部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、十五分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第十五条第四号の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附則

1 (略)

(育児休業に係る給与に関する条例の廃止)

2 育児休業に係る給与に関する条例(昭和五十一年大阪府条例第十六号)は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る給与に関する取扱については、なお従前の例によるものとし、当該期間に係る退職手当に関する取扱については、第七条第二項の規定の例によるものとする。

3 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。